



政策の要約

持続可能性とカナダ西部の木製品

カナダウッドグループのために作成

作成者：マッケンジー・ライネ（CAMPコンサルティング代表、RPF）

日付：2014年6月16日

この要約は森林関連の政策や原則を紹介、解釈するものであり、法律や政策のニュアンスや具体的な内容を詳述するものではない。詳細な情報については、特定の主題の専門家に助言を求める必要がある。

目次

1 序論	4
2 カナダの森林セクター	5
2.1 カナダ林野部	5
2.2 カナダ森林大臣協議会	5
2.3 モントリオール・プロセス	6
2.4 森林法体系	6
2.5 森林経営認証	6
2.5.1 カナダ規格協会 (CSA)	7
2.5.2 森林管理協議会 (FSC)	7
2.5.3 持続可能な林業イニシアティブ (SFI)	7
2.6 順守・施行	8
3 カナダ西部の森林経営	9
3.1 アルバータ州における森林経営	9
3.1.1 背景	9
3.1.2 法制化された森林経営業務	9
3.1.2.1 木材の伐採率	11
3.1.2.2 森林再生	11
3.1.3 順守・施行	12
3.1.4 規制を受けた森林専門員	12
3.1.5 森林認証	12
3.2 ブリティッシュ・コロンビア州の森林経営	13
3.2.1 背景	13
3.2.2 法制化された森林経営業務	13
3.2.2.1 木材の伐採率	15
3.2.2.2 森林再生	16
3.2.3 順守・施行	17
3.2.4 規制を受けた森林専門員	18
3.2.5 森林認証	18
4 まとめ	19
5 参考文献	20
付録 A：カナダ森林大臣協議会——基準・指標の枠組み	26

付録 B：モントリオール・プロセス——基準・指標の要約 **29**

付録 C：アルバータ州およびブリティッシュ・コロンビア州の森林管理法令のまとめ **32**

付録 D：リンク集 **35**

1 序論

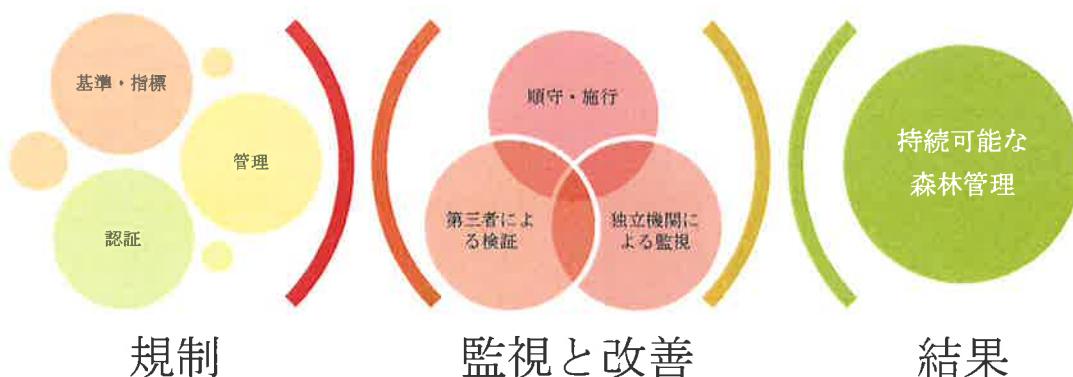
持続可能な森林経営というコンセプトは、環境面、社会面、経済面の目標を包含するコンセプトである。環境についての意識が世界的に高まるにつれ、持続可能性への期待も増大している。公的な場で持続可能な林業が世界的な注目を集めたのは1992年の地球サミットであり、サミットの後、カナダは他の国々と同様に措置を講じ、カナダ森林大臣協議会およびモントリオール・プロセスを通じて指標を確立した。これらの指標は、国際的に認められたコンテキストの中で持続可能な森林経営のためのプロセスを策定し、実績を監視するメカニズムを政府と産業に提供するものだった。

カナダは合法的かつ持続可能な方法で伐採された林産品の信頼できる調達先としての評判を確立している（CCFM「カナダの合法的林産品」）。法制化、順守の監視、世界的に尊重されている指標に照らした政策の高度な評価、リーダーシップ、専門家の活用を包括する広範で厳重な森林経営の体制がこのような評判を獲得したことに寄与している。これにより高度な説明責任を有する強力な体制が実現した。カナダの森林経営のための政策や施業が世界で最も厳重なものであることは複数の報告や研究によって確認されている（FPAC「環境パフォーマンス」より、Cashoreの引用）。

カナダの森林経営業務の健全性は、第三者認証によって実証されている。カナダは世界中のどの国よりも独立機関によって認証されている土地が多い（CCFM「カナダ「第三者認証の受け入れ」」。さらに、カナダは疑わしい丸太供給の発生率が非常に低く、法を尊重する国であり、トランスペアレンシー・インターナショナルが報告するとおり、汚職の発生率は一貫して低い（トランスペアレンシー・インターナショナル）。また、全国のどの地域においても、違法伐採が行なわれる危険はほとんどない（CCFM「カナダの合法的林産品」）。

カナダは持続可能性に向けた国際的な努力に積極的に参加しており、モントリオール・プロセスに発足当初から参加し、国連持続可能な開発委員会や絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）に加盟しているほか、さまざまな取り組みに参加している。

図1：持続可能な森林経営のためにカナダに確立された体制の相互関係



2 カナダの森林セクター

カナダは世界で2番目に大きな国であり、その国土面積の4割を森林が占めている。この4割とは3億9730万ヘクタールで、世界の森林被覆の1割に相当する（CCFM「概要：カナダの森林」）。カナダの国土は、草原から温帯林、寒帯森林、極地ツンドラまでと非常に変化に富んでいる。カナダは再生可能資源と豊かで強力な生態系を有する国であり、これが水を浄化し、温和な気候を保ち、炭素を貯蔵し、野生生物の生息環境を作り出し、国の経済に不可欠な林産品産業を支持している（カナダ天然資源省「カナダの森林」）。ヨーロッパ諸国による植民地化以前の原生林資源の9割以上は維持され（CCFM「カナダにおける森林開発」）、全国で公園および保護区のネットワークが維持されている（CCFM「保護区：カナダの森林保護」）。

2.1 カナダ林野部

カナダ林野部（CFS）は、カナダ天然資源省に属し、カナダの森林セクターを国内外で代弁している。CFSのビジョンは、「持続可能な森林に根ざした革新的で世界的に競争力のある森林セクター」である（カナダ天然資源省「森林」）。

CFSのプログラムは、ファースト・ネーション、イヌイット、メティの人々のカナダ経済への参加の促進、カナダ森林産業の国際市場での機会の増大、経済機会を生かすための地域社会レベルのパートナーシップの促進、研究開発や科学技術分野の活動の支援、先進技術への投資、環境パフォーマンスの向上を推進している（カナダ天然資源省「連邦プログラム」）。

CFSはカナダ森林大臣協議会によって策定された持続可能性指標を使用してカナダにおける持続可能な森林経営の定義、評価、測定を行なっている。これらの指標は持続可能な森林経営にかかる法令を補完するよう考案され、「カナダの森林の状況（The State of Canada's Forests）」で報告されている。

2.2 カナダ森林大臣協議会

1985年、カナダ森林大臣協議会（CCFM）が創設された。これは連邦および州と準州の政府の森林を管轄する14人の大臣からなるチームで、森林にかかる分野に協力して当たっている（CCFM「カナダ森林大臣協議会について」）。

協議会は諸問題に協調して取り組み、カナダの森林の監督および持続可能な管理の方向性を定めている。この方向性は、森林経営のための一連の基準・指標（付録Aに記載された基準・指標の枠組み）に則っている。46の指標は、森林の価値に基づいている。その価値とは、生物学的多様性、生態系の状態と生産性、世界的な生態循環および経済的・社会的便益における役割、社会の責任である。これらの指標はモントリオール・プロセスに適合し、その細部はカナダにとって重要な価値を支持している（CCFM、4ページ）。これらの指標は、第三者認証の基準の策定に使用され、全国で政策策定や改定と業務の指針として利用されている。

CCFMが発行した「2008年以降のカナダの森林のためのビジョン（A Vision for Canada's Forests: 2008 and Beyond）」には、カナダにおける持続可能な森林経営を実現するための長期の戦略的展望が記されている。このビジョンは、森林セクターの変革と気候変動に重点を置き、セクター全体を持続可能性の成功へと導くものである。

2.3 モントリオール・プロセス

カナダはモントリオール・プロセスに発足当初から積極的に参加している。これは持続可能な森林経営のために国際的に合意された基準・指標を確立するための国際的な取り組みである。現在、他にアルゼンチン、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、日本、韓国、メキシコ、ニュージーランド、ロシア連邦、米国、ウルグアイを含む国々が参加している（モントリオール・プロセス「参加国」）。

これらの国々は持続可能な森林経営を推進するために協力し、環境、社会、経済、政策にかかわる条件を包含する7つの基準と54の量的質的指標を策定した（付録B「モントリオール・プロセス基準・指標の要約」に記載）。これらの基準・指標は、参加国が森林経営の進捗を説明、監視、評価、報告するための測定基準と、世界的に認められる持続可能な森林経営の定義を提供する。これらはまた、法律および認証基準を策定するための基礎となっている（モントリオール・プロセス「モントリオール・プロセスについて」）。

2.4 森林法体系

カナダは州と中央政府からなる連邦国家である。カナダ全国で施行される法律を制定する連邦議会がオタワにあり、地域のガバナンスのための議会が各州および準州に設けられている。連邦政府と地域政府の両方において、法令は「法律（legislation）」または「法令（Acts）」と呼ばれている。連邦議会または州・準州の議会で法案が可決されると、その法令は同じ問題にかかわるコモン・ロー（慣習法）や判例に取って代わる（カナダ司法省、5ページ）。

カナダの憲法の下では、連邦および州・準州の政府はそれぞれ林地の管理のために果たすべき役割が特定されている。連邦政府は、国の経済、貿易、国際関係、国有地、公園、憲法および条約によって定められた責任を管轄する。一方、州・準州は、森林資源の保護と管理を担う（CCFM「概要：カナダの森林」）。

林業関連のガバナンスの大部分は、州と準州が管轄している。ただし、魚漁法、渡り鳥保護法、絶滅危惧種法など、すべての州と準州に適用される連邦法もある。2つの州における森林経営にかかわる法的要件については、「3.1 アルバータ州における森林経営」と「3.2 ブリティッシュ・コロンビア州における森林経営」の項に詳述されている。森林経営にかかわる法律は付録Cに列記されている。

CCFMおよびモントリオール・プロセスの持続可能性指標は、森林政策の形成と、一般市民の意見の聴取やファースト・ネーションとの協議に役立てられている（CCFM「ファクトシート：カナダの持続可能な森林経営政策」）。

2.5 森林経営認証

「独立機関によって認証された森林経営の計画および業務は、責任を表明し、企業が合法的かつ持続可能な方法で世界的に認められた基準に従って運営されていることを保証する」（カナダ天然資源省「認証」）。認証制度は前述の指標とは少し異なる機能を果たしているが、それらの指標は第三者森林経営認証において認められる価値体系を提供している（Block and Washburn、10-11ページ）。

カナダの厳重な法体制は、自主的な森林経営認証によって補完されている。カナダでは1億5000万ヘクタール以上の森林が認証されている（2013年）。これは独立機関によって認証された森林の面積としては世界最大で、世界中で認証されている森林面積の4割を占めている。

る（FPAC「カナダおよび全世界の認証状況」）。今日、伐採が行なわれている森林の大部分は、持続可能な林業イニシアティブ（SFI : Sustainable Forestry Initiative）、森林管理協議会（FSC : Forest Stewardship Council）、カナダ規格協会（CSA : Canadian Standards Association）という国際的に認知された3つの森林経営プログラムのいずれかによって認証されている。

これらの認証プログラムは、要件、組織統括、基準の策定の面で多少の差異があるが、いずれも持続可能な森林経営の基盤として世界中で認められている原則を推進している。カナダにおいて使用されている独立した森林認証システムのうちの主要なものは、第三者の認証団体による監査を要する。これらの認証団体は、アメリカ規格協会（ANSI : American National Standards Institute）、米国適合性認定機関（ANAB : ANSI-ASQ National Accreditation Board）、カナダ規格審議会（SCC : Standards Council of Canada）などの認知された基準を採用し、パフォーマンスの計画と報告において公的な役割を果たしている（林産業革新投資株式会社（FII）「認証された森林」）。

森林経営の認証は、多くの場合、加工・流通過程の管理の認証によって支持されている。これらの基準は持続可能な方法で管理された森林から得られた製品が認証を受けていない材料や違法に調達された材料と混ざっていないことを保証する。これは世界中の顧客に対する保証に不可欠な要素ではあるが、カナダでは木材の違法な調達や持続可能でない方法での調達の危険はほとんどない（CCFM「カナダの合法的林産品」）。

2.5.1 カナダ規格協会（CSA）

CSAは1919年に創設され、安全性認証から消費者標準まで多数のセクターと製品にかかる3000以上の基準を有している。CSAが策定した森林経営の基準「SFM Standard Z804 or Z809」は、標準化政策委員会および森林経営専門委員会が策定し、カナダの国家的基準体制（カナダ規格審議会）が公認したもので、森林認証プログラム（PEFC : Programme for the Endorsement of Forest Certification）が支持している（CSA SFMユーザー・グループ「森林基準」）。

2.5.2 森林管理協議会（FSC）

FSCの森林経営のための基準は地域によって異なるが、いずれも環境面において適切で、社会的に有益であり、経済面でも実行可能な世界の森林管理を支持している。基準は委員会または作業部会によって策定され、FSCの国際的な「原理および基準」に基づいている（FSCカナダ「森林経営認証」）。

2.5.3 持続可能な林業イニシアティブ（SFI）

SFIは北米全土における持続可能な森林経営を推進し、世界中の纖維の調達について責任を担っている。SFI ST 2010-2014基準はPEFCによって承認され、持続可能な森林経営を促進する原則や措置に基づいており、あらゆる森林の価値を考慮に入れ、纖維調達の要件も含んでいる。この基準は森林専門員、環境保護活動家、科学者、その他の利害関係者によって策定されている。この基準はまた、一般市民による審査の過程も通過している（持続可能な林業イニシアティブ「基準の紹介」）。

2.6 順守・施行

それぞれの州・準州は独自に森林にかかる法令施行のメカニズムを有している（「3.1 アルバータ州における森林経営」および「3.2 ブリティッシュ・コロンビア州における森林経

営」を参照）。政府はこのメカニズムを通じて、地域から運び出される木材を追跡するための検査と規制を含め、森林経営活動を厳重に監視している。政府の執行官は定期的に現地点検を行ない、一般市民の懸念や過去の法令不順守に対応して捜査を実施する。森林関連法令に違反した場合の罰則には、警告、違反切符の交付、罰則、懲役などが含まれる。

このように規制の順守を監視するための厳重な監視体制が確立されているが、カナダは汚職の発生率が非常に低い。世界の汚職指標におけるカナダの順位は優秀な実績の97パーセンタイルに入っている（トランスペアレンシー・インターナショナル「国・地域別汚職発生状況：カナダ」）。

3 カナダ西部の森林経営

カナダの森林産業は、地域によって異なる。カナダ東部は重要な紙パルプの産地である一方で、カナダ西部は木製品製造と丸太の出荷が中心的な産業となっている（カナダ天然資源省：「産業」）。カナダの針葉樹材の7割近くはアルバータ州およびブリティッシュ・コロンビア（BC）州から産出されており、スプルース（トウヒ）、パイン（マツ）、ファー（モミ）以外の木材の9割はBC州で生産されている（カナダ統計局「製造業便覧：カナダの材木産業・2003～2012年」）。

アルバータ州とブリティッシュ・コロンビア州の商業森林は主に政府所有（官有地）の天然森林で、企業や組織に免許または経営権を交付する。経営権は、企業、地域社会、ファースト・ネーション、私人、その他に与えられる。

ブリティッシュ・コロンビア州とアルバータ州にはいずれも森林を管轄する州の機関があり、「管理森林」（BC州の場合）に指定された官有地および私有地の譲渡、運営、管理を統轄している。地域ごとに策定される州法に加えて連邦法が適用される。

3.1 アルバータ州における森林経営

3.1.1 背景

アルバータ州はカナダのプレーリー3州の中で最も西方にあり、ブリティッシュ・コロンビア州の東側に位置している。アルバータ州の森林は寒帯混交林で、主としてホワイトスプルース（シロトウヒ）、ブラックスプルース（クロトウヒ）、アスペンポプラ、バルサムポプラ、ロッジポールパイン、ジャックパイン、バルサムファー、ラーイチ（カラマツ）によって占められている（CCFM「アルバータ州」）。アルバータ州の製造セクターは木材パルプ・紙、パネルボードを製造している（AFPA「AFPAのメンバーについて」）。

アルバータ州においては、持続可能資源開発省（ESRD : Ministry of Environment and Sustainable Resource Development）が森林経営を管轄している。アルバータ州の森林地域は、約3800万ヘクタールの官有地を覆っている（ESRD「森林経営」）。

他州と同様に、アルバータ州政府は官有林地をさまざまな参画者に「賃貸」している。アルバータ州は、公園および保護区として確保されている900万ヘクタールの森林を除く地区について、森林経営協定（2300万ヘクタール）、木材譲渡（400万ヘクタール）など複数の形態の経営権を設けている（CCFM「アルバータ州」）。その他に、さまざまな小規模で短期的な経営権の形態が存在する。

1800万ヘクタールの森林は、国際的に認知された森林経営認証システムによって認証されている（FPAC「認証状況報告：アルバータ州・SFM・2013年度末」）。

アルバータ州のESRD大臣はCCFMの一員であり、アルバータ州の森林経営のための総括的なプロセスと規制環境はCCFMのビジョンおよび指標と合致している。アルバータ州における森林経営に関する法令の要約は付録Cに記されている。

3.1.2 法制化された森林経営業務

アルバータ州は、法律、地域計画、規制、基準、政策指導、手順によって持続可能な森林経営を規制している。

アルバータ州土地管理法（ALSA : Alberta Land Stewardship Act）は、ハイレベルな土地利用計画のための枠組みを策定している（ALSA地域計画）。森林経営活動は、適用されるあらゆるALSA地域計画に準拠したものでなければならない（ESRD「地域計画」）。

森林法はすべてにかかる重要な法律で、森林運営、違反行為、罰則について定めている。公有地法はより広範な法律で、運営、賃貸、使用を含む官有地のすべての利用、譲渡、管理について定めている。木材管理規制はさらに詳細な内容で、認可、公有地使用料、輸送、森林再生を含む森林経営の重要な側面について具体的に規定している。また、規則違反にかかる罰則を定めている（CCFM「アルバータ州」）。

基準は政府によって策定され、森林法に基づいて施行される。「計画基準」は「森林経営計画」の構成要素を規定し、カナダ規格協会「CAN/CSA-Z809-2002」基準をアルバータ州のすべての森林の計画制度の基準としている（CCFM「アルバータ州」）。これには一般市民の関与の推進、第三者の監査、CCFMの持続可能な森林経営の実績要件が含まれている（「2.2 カナダ森林大臣協議会」参照）。

「森林経営計画」は、免許取得者が免許を取得した地域の林地の開発のためのプロセスの基本となる文書である。計画は主要な法令と「森林経営計画基準」に従って策定され、承認された森林経営計画は法的に執行できることが法律によって定められている。計画は免許取得者によって作成され、専門家が参加し、一般市民が関与する政府の審査によって承認される。計画は10年の期間について作成、承認される（ESRD「森林経営計画」）。

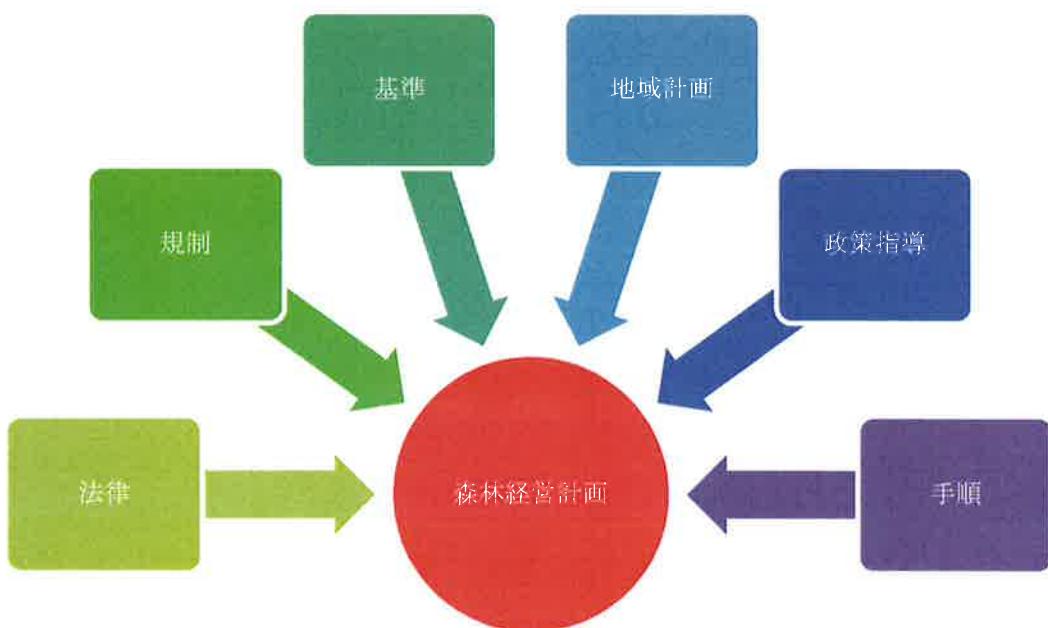


図2：アルバータ州における持続可能な森林経営の中核としての森林経営計画とその策定の指針となるもの

森林経営計画には、定められた期間中に伐採される林立、伐採計画の実行方法、予定されている森林再生手法が記される（ESRD「森林経営計画」）。森林経営者は、従来の木材の持続的生産だけでなく、集水域、環境、野生生物の生息地など、他の資源の価値を計

画に取り入れることを求められる。また、計画によって、期間中の実績を測定する手法を明らかにすることを求められる（ESRD「森林経営契約」）。

政府に中間報告や詳細な運営計画情報を提示するためのその他の計画書や報告書には、年間運営計画、最終伐採計画、総合開発計画などがある。森林経営計画の監視については、5年ごとに提出することが義務づけられている管理報告書によって記録される。さらに、適用される場合には、年間報告書、植林報告、政府による定期・不定期の監査、政府によるAAC遵守の追跡システムによって記録される（ESRD「森林経営計画」）。

持続可能な森林経営の具体的な構成要素は、その他の法律、基準、政策指導、政策手順によって規定されている。さらに、絶滅の危機にある野生生物など重要な価値にかかわる問題は、絶滅危惧種法によって連邦の管轄下に置かれている。

3.1.2.1 木材の伐採率

持続可能な伐採率を維持するため、アルバータ州は許容年間伐採量（AAC : Allowable AnnualCut）を定めている。AACは、特定の森林地域において持続可能な方法で伐採できる木材の年間量である。

木材供給分析（TSA : Timber Supply Analysis）プロセスは、最初に「計画基準」（付録1）によって定められた方法論の要件に従って実行される。TSAは承認された植生目録に基づいており、これには密集度分類、高さ分類、種類、商業的情報、原産地、（上層および下層植生）総林立地面積、水分状況、林立構造および構造的価値、木材生産力評価、非森林の植生地および被覆率、天然の非植生地、人為的な植生地、人為的な非植生地、道路、鉱坑、パイプラインその他の開発、伐採地などのデータが含まれる（ESRD「植生目録基準」）。

持続可能な年間伐採量を決定するための次のステップは、この目録に基づいて生産量予測を立て、現在と将来の成長を予測することである。生産量の推定は、政府基準（付録1「アルバータ州森林経営計画基準」）に基づき、主として産業によって行なわれる。アルバータ州政府は、目録の成長予測に使用される森林成長の動向を観察するための常置標本地（PSP : permanent sample plot）のネットワークを森林地基盤に所持している。情報はAACのための最終的な予測を算出する木材供給モデルに入力される（ESRD「成長・生産量」）。

免許取得者は、伐採率規制を守らなければならない。AACを1年超過することは認められるが、5年間の期間中に超過することは認められない（ESRD「持続可能な森林経営：現状と統計」）。

3.1.2.2 森林再生

アルバータ州では、1949年の森林法以来、森林再生が必要条件となっている。法律により、すべての地域は伐採から2年以内に再生されなければならない（ESRD「森林経営計画」）。

森林経営計画（「3.1.2 法制化された森林経営業務」参照）には、免許取得者が計画している森林再生の処置が記載される（ESRD「森林経営計画」）。

必要な情報と構造は、アルバータ州森林再生基準（RSA : Reforestation Standard of Alberta）によって定められている（ESRD）。この基準は、管理林立の状況を測定するための指針となるよう考案されている。これには屋内および野外作業の手順、調査、監視、品質保証プログラムの手順などの実際的な手引きが含まれている。その目的は、免許取得

者による再現可能・着実・単純・明白で、技術に裏づけられ、持続的な成果を生む手順の構築を支援することである。（ESRD「森林経営の手引きと指針」）。

3.1.3 順守・施行

持続可能な森林経営を実現するためには、これらの規制や政策が順守されるようにことが不可欠である。アルバータ州政府は、計画的または無作為の現地点検を行なっている。法律違反は森林法（第4部）および公有地法（第56～59.9項）によって取り締まられ、適用される罰金や処罰、追跡行動や是正措置の要求、木材の没収、木材伐採権の停止または取り消しなどの行政処分が課される場合がある（ESRD「遵守・施行」）。

違反についての情報公開がこれらの法律によって要求されており、行政指導97-21「罰則に関する情報公開」に規定されている。カナダの一般市民は持続可能性についての意識が高く、免許取得者が責任を負うことを求めるため、この要件は、罰金その他の罰則に加えて、さらなる抑制効果がある。

3.1.4 規制を受けた森林専門員

規制制度に加えて、さらに説明責任を高めている要素のひとつが、登録された専門職従事者の活用と規制である。これらの法律は、説明責任と職業上の基準および倫理の順守を確保している。

アルバータ州森林専門員協会（CAPF : College of Alberta Professional Foresters）は、森林専門員規制法と関連規定によって規制を受けた専門員の団体である。同法は森林監督官および森林技術者の両方の指針であり、「義務的登録（mandatory registration）」（森林専門員規制法第40項）（登録森林監督官規制第18項および登録森林技術者規制第15項）のを形をとっている。これらの規制を受けた専門員モデルの下では、会員だけが（規制によって定められた）職名を肩書きに使用できる。また、具体的な業務の内容は専門員によって承認されなければならない（CAPF「規制の概要」）。

会員となる条件には、学歴、経験、森林監督官の指導の下での一定期間の雇用、登録試験などが含まれる（これらの条件は「登録方針」に述べられている）。会員となった後にも能力を維持するための要件や機会、訓練のプロセスがあり、さまざまな会員分類において会員の地位を維持するための要件が定められている（CAPF「規制の概要」）。

協会の使命は、「市民の利益を最優先し、森林専門職の業務を規制、促進し、リーダーシップを発揮することによって社会に貢献すること」である（CAPF：「CAPFについて：使命／ビジョン」）。同法によって定められた倫理綱領は、「会員は林地の生産性を維持し、有益な森林専門職の業務を提供し、市民の安心感、健康、福祉を促進し、職業的・個人的な健全性を保ち、利害の対立に対処し、森林専門職の業務を向上させ、機密を保持しなければならない」としている（CAPF「規制：倫理綱領」）。

3.1.5 森林認証

規制要件は、自主的な認証によってさらに強化されている（「2.5 森林経営認証」参照）。1800万ヘクタール以上の商業的森林において、森林管理者は、規制によって定められた義務を果たすだけでなく、持続可能な森林経営認証の基準を自主的に順守している（FPAC、2013）。認証の種類には、275万ヘクタールを認証しているCSA（CAN/CSA-Z804 or Z809）、565万ヘクタールのFSC、1400万ヘクタールのSFIがある（FPAC「認証状況報告：アルバータ州」）。